

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」 (平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)の概要

【意見書の位置付け】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方について、1988年（昭和63年）の制度施行から18年間の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、本年9月以降4回にわたって審議を行い、特にその養成の在り方を中心に、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめたもの。
 - * 介護福祉士制度については、2006年（平成18年）7月の「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」（厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会）報告書を踏まえて審議。
- 厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行するべき

第1 介護福祉士制度の在り方について

I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

- 「高齢者・障害者に対する新しいケアモデルに対応できるような専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、少子高齢化が急速に進展する中での介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくのか」という観点を基本に据えつつ、検討。

II 求められる介護福祉士像

- 検討会報告書で整理された求められる介護福祉士像の12項目を実現していくことが最終的な目標であるということを経験者・実践者による作業チームにおいて、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しを検討していくべき。
- 法律上の介護福祉士の役割、責務等について、心理的・社会的支援の側面の重視、チームとして介護を提供する中での介護福祉士の位置付けや担うべき役割、福祉関係者との連携等を明示することを含めて検討し、見直しを行っていくべき。

Ⅲ 介護福祉士の養成の在り方

1 資格取得方法の見直しに係る基本的考え方

- 介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」。
その上で、介護福祉士は「資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するために、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を向上させる」という姿を考えていくべき。
- 同等水準の教育内容が担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として介護現場に入ってくる途を開いておくことが望ましいことから、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、
 - ・ 資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一するとともに、
 - ・ 資格を取得するためにはすべての者は一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るべき。

2 それぞれの資格取得ルートの在り方

【養成施設ルート】

- 養成課程における教育内容を充実（養成施設2年課程については、現行の1,650時間の課程を1,800時間の課程に充実）した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべき。

【実務経験ルート】

- 3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、理論的・体系的に必要な知識及び技能を学ぶ600時間程度の課程（通常6月以上の課程となり、通信課程の場合にあっては1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべき。
- 介護職員基礎研修課程を修了している者は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で、介護等の業務に関する実務経験を経ることとなるものであることから、2年以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべき。

【福祉系高校ルート】

- 実習時間数を拡充するなど、教育内容を大幅に充実（1, 190時間の課程を養成施設ルートと同様の1, 800時間の課程まで充実）するべき。
 - * その際、現行の1, 190時間の課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途も時限措置として認めるべき。ただし、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、将来、廃止する方向で検討するべき。
- 福祉系高校については、単に教科目及び単位数のみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、養成施設と同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするべき。

3 実習の在り方

- 効果的な実習が実施されるためには、多様な介護現場で実習が行われるとともに、養成施設等と実習施設とが、それぞれ役割を担って積極的に取り組んでいくことが求められる。
- 実習施設の要件、実習指導者の要件等については、専門家・実践者による作業チームの中で検討していくべき。

4 国家試験の在り方

- 筆記試験については、教育カリキュラムの見直しへの対応に併せ、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて、検証を行っていくことが必要。
- 出題基準を含む国家試験の在り方についても、専門家・実践者による作業チームの中で検討していくべき。

5 専門介護福祉士（仮称）の検討

- 重度の認知症や障害等への対応、管理能力等の分野について、より専門的対応ができる人材を育成するため、資格取得後の一定の実務経験を前提として、一定の研修を行った上で認定を行う仕組みとしての専門介護福祉士（仮称）の在り方について、有識者や関係団体で早急に検討を行っていくべき。

6 実施時期

- 教育内容の充実については、養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間も考慮しつつも、できる限り早期に実施することが望ましい。
- 資格取得体系の見直しについては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべき。

IV 介護の担い手の人材確保

- 社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、引き続き、審議。

第2 社会福祉士制度の在り方について

I 社会福祉士制度の現状と課題

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、社会福祉士の活躍が期待される分野は、地域を基盤とした相談援助、地域における就労支援、権利擁護等の新しいサービスの利用支援、新しい行政ニーズへの対応など、拡大してきているが、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況は、低調。

【社会福祉士に求められる役割】

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

【社会福祉士に求められる知識及び技術】

- 今後、社会福祉士には、新しいニーズにも対応しつつ、上記①から③までの役割を状況に応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術を有することが求められる。

【社会福祉士制度の課題】

- 社会的認知度が低い。
- 高い実践力を有する社会福祉士が養成されていない。
- 資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない。

- II以降においては、社会福祉士に求められる役割を念頭に置きつつ、上記課題に対応する見直しの方向性について整理していく。併せて、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについても、検討を行っていくべき。

II 社会福祉士の養成の在り方

1 社会福祉士の養成の現状と課題

- 国家試験の合格率は全体で約3割と非常に低い水準にあり、また、大学等や養成施設別にみてばらつきが見られる。

【社会福祉士の養成における課題】

- 教育カリキュラムが社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映していない。
- 求められる技能を修得することができるような実習内容になっていない。
- 福祉系大学等の教育内容等は大学等の裁量にゆだねられることから、教育内容等にばらつきが見られる。

2 教育カリキュラムの在り方

【教育カリキュラムの在り方】

- 専門家・実践者による作業チームを設置し、早急に検討を進めていくべき。その際、一般養成施設ルートにおける1,050時間の教育時間数を最大1,200時間程度までの範囲内で増やすことも視野に入れつつ、検討していくことが考えられる。

【実習の在り方】

- 実習の質の担保及び標準化のために以下のような措置を講じ、これが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方も検討していくべき。
 - ・ 実習の必須事項や典型的な実習モデルの提示
 - ・ 実習担当教員の要件の見直しや実習受入れ施設の実習指導者に対する研

修の充実

- ・ 実習の対象となる施設や事業の範囲の拡大

3 それぞれの資格取得ルートの在り方

【福祉系大学等ルート】

- 指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容等については福祉系大学等の裁量にゆだねられる仕組みを改め、実習・演習系の指定科目については、教育内容等について新たに基準を課し、実習・演習教育の質を制度的に担保していくことを検討すべき。

【行政職ルート】

- 5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与される仕組みを改め、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程を経て、実習・演習等の科目を履修した上で、国家試験を受験する仕組みとすることが考えられる。

【養成施設ルート】（社会福祉主事からのステップアップ）

- 社会福祉主事の養成機関の課程（原則2年以上）を修了した後、2年以上の実務経験を有する者については、既に社会福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行っているものであると評価することができることから、6月以上の養成課程において必要な知識及び技能を修得すれば、国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることが考えられる。

4 実施時期

- 福祉系大学等ルートにおける実習・演習の質の担保に係る措置や教育カリキュラムの見直し等については、福祉系大学等や養成施設における対応に要する時間も考慮しつつも、できる限り早期に実施することが望ましい。

Ⅲ 社会福祉士の任用・活用の在り方

- 社会福祉士の任用・活用を促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められている。

[行政]

- 社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべき。

[社会福祉事業等の経営者]

- 実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべき。

[養成施設等]

- 実践力の高い社会福祉士の養成に取り組んでいくべき。

[職能団体]

- 以下のような取組を進めていくべき。
 - ・ 福祉に関する相談援助の活動の国民への積極的な広報
 - ・ 社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、これを分析・評価した上での、福祉現場にフィードバック
 - ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対する専門的な支援、助言、指導等（コンサルテーション）
 - ・ 資格取得後の体系的な研修制度の充実や、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討

第3 終わりに

- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべき。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。

社会保障審議会福祉部会名簿

	氏 名	役 職
	いしはら みちこ 石 原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役
	いしばし しんじ 石 橋 真 二	社団法人日本介護福祉士会会長
	いべ部 としこ 井 部 俊 子	聖路加看護大学学長
◎	いわた まさみ 岩 田 正 美	日本女子大学人間社会学部教授
	えぐさ やすひこ 江 草 安 彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 (社会福祉法人旭川荘理事長)
	おじま しげる 小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
○	きょうごく たかのぶ 京 極 高 宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
	こうのえ けいこ 鴻 江 圭 子	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
	このま あきこ 木 間 昭 子	国民生活センター相談調査部調査室長
	こまむら こうへい 駒 村 康 平	東洋大学経済学部教授
	しらさわ まさかず 白 澤 政 和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長 (大阪市立大学大学院教授)
	たかおか こくし 高 岡 國 士	全国社会福祉施設経営者協議会会長 (社会福祉法人成光苑理事長)
	つる なおあき 鶴 直 明	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
	なかじま たかのぶ 中 島 隆 信	慶應義塾大学商学部教授
	ふくだ とみかず 福 田 富 一	栃木県知事
	ほった つとむ 堀 田 力	財団法人さわやか福祉財団理事長
	むらお としあき 村 尾 俊 明	社団法人日本社会福祉士会会長
	もり さだのり 森 貞 述	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)

(五十音順・敬称略)

注) ◎は部会長、○は部会長代理

社会保障審議会福祉部会開催経過

【平成18年 9月20日】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

【平成18年10月25日】

- 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に係る論点に沿って審議。

【平成18年11月20日】

- これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

【平成18年12月 4日】

- 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）」に沿って審議。

介護福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

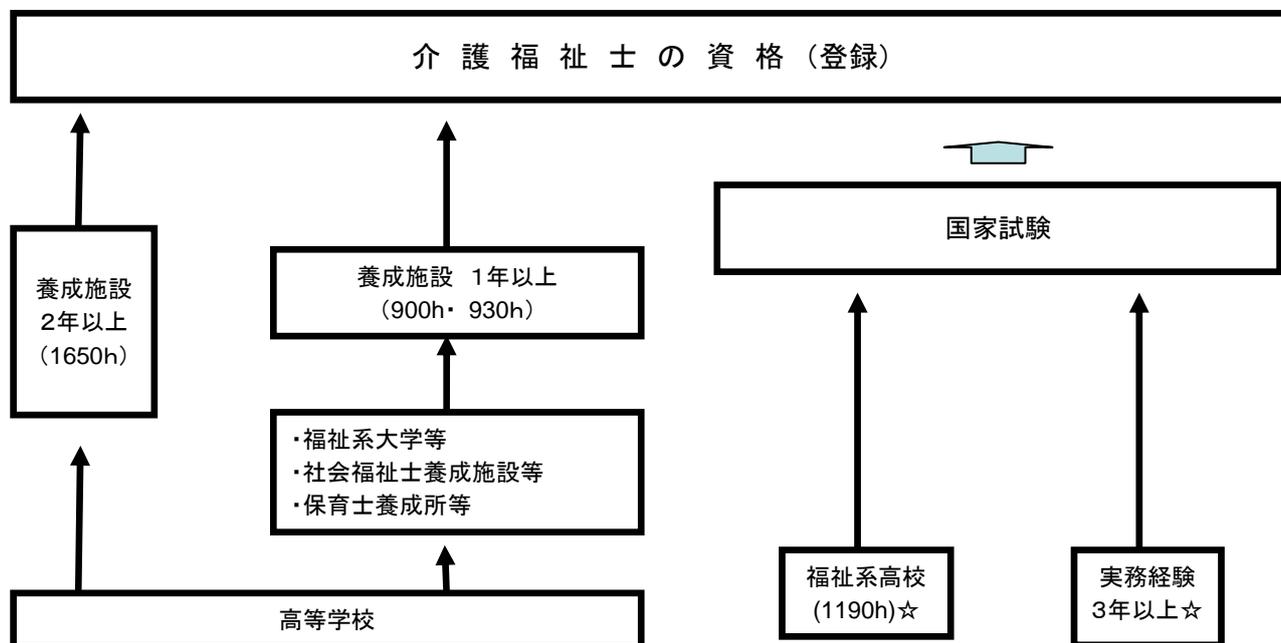
1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

- ①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在409校487課程、入学定員27,105人)
- ②実務経験ルート：3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
- ③福祉系高校ルート：福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
(2005年度(平成17年度)187校)



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

4 介護福祉士国家試験の概要

○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
- ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
なお、実技試験について、介護技術講習（介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。
2005年度（平成17年度）介護技術講習修了者：約3.5万人

○試験の実施状況（2006年（平成18年）実施の第18回試験結果）

受験者数	約13.0万人、	合格者数	約6.1万人（合格率約47%）
うち、実務経験	約12.1万人、	うち、実務経験	約5.6万人（合格率約46%）
福祉系高校	約0.9万人、	福祉系高校	約0.5万人（合格率約55%）

5 介護福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計）	約54.8万人
うち、養成施設ルート	約20.6万人（約37%）
実務経験ルート、福祉系高校ルート （2006年（平成18年）10月末現在）	約34.2万人（約63%）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数	約8.0万人
うち、養成施設ルート	約2.0万人（約25%）
実務経験ルート	約5.6万人（約70%）
福祉系高校ルート	約0.5万人（約5%）

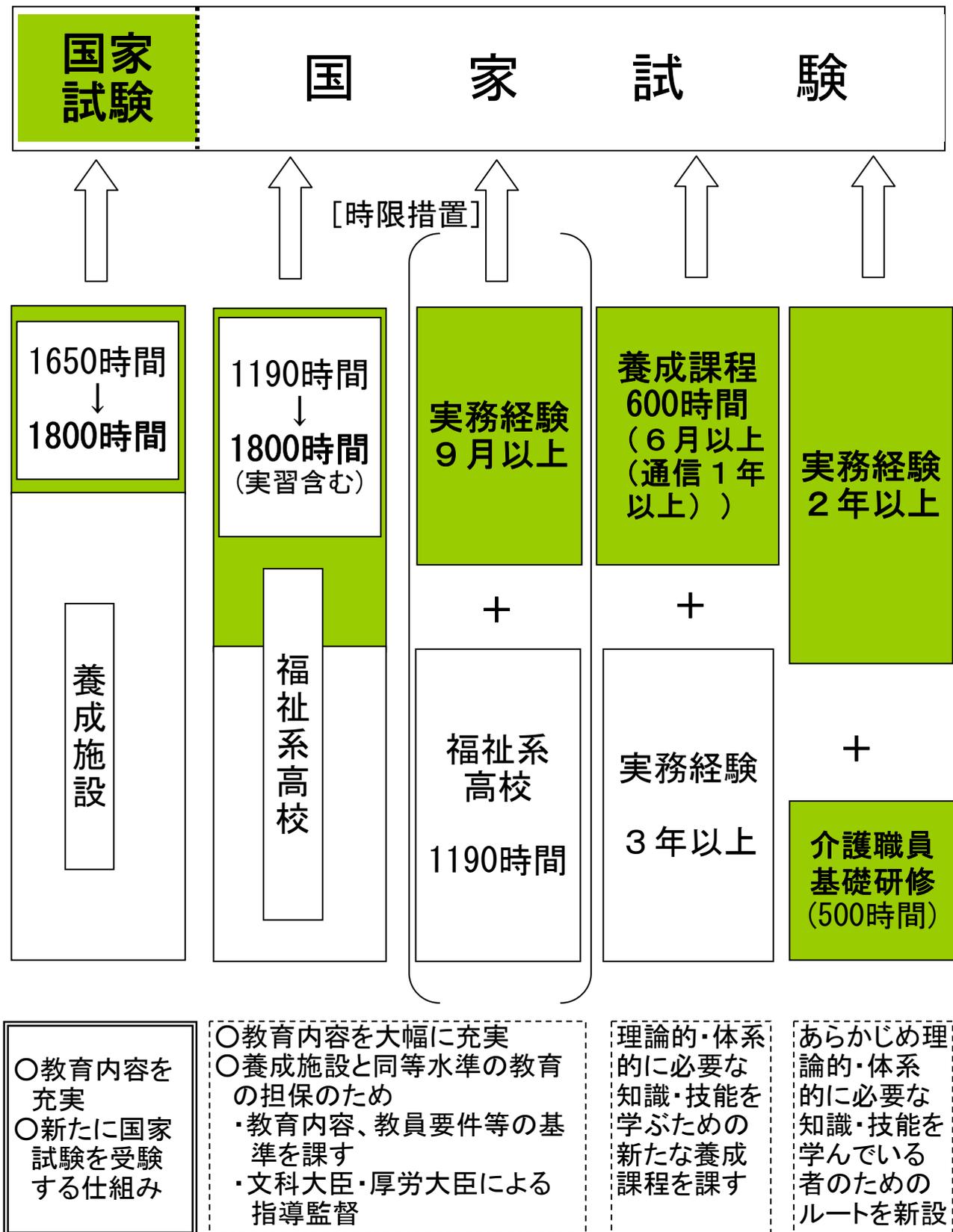
6 介護福祉士の任用・活用状況

○介護保険事業での介護職員に占める介護福祉士の割合

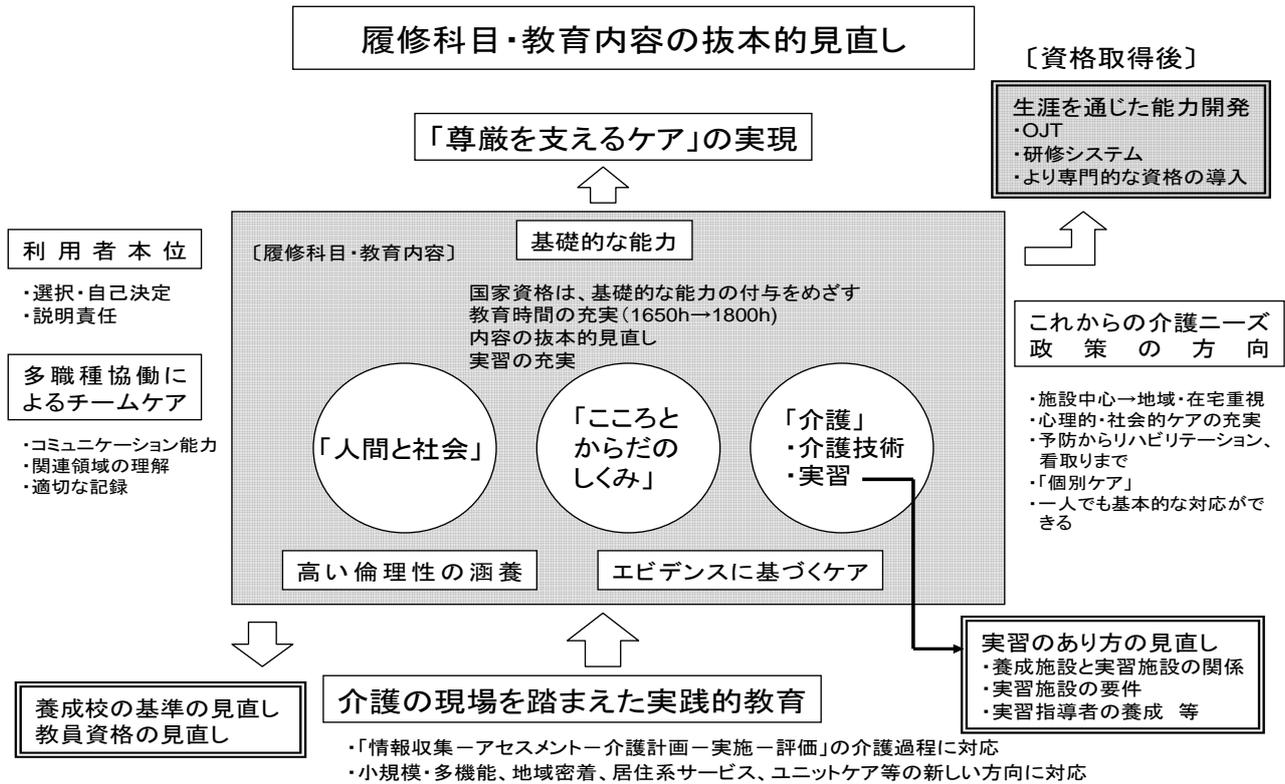
- ・施設サービス 約4割
- ・在宅サービス 約2割

○介護保険事業以外での介護職員に占める介護福祉士の割合 約2.4%

介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



介護福祉士の教育カリキュラムの見直し



〔参考〕作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案

新) 2年養成課程 1800		新) 福祉系大学・社会福祉士養成施設卒業卒 1,080		新) 保育士養成施設等卒 1155		新) 養成課程6ヶ月 600		(参考) 介護職員基礎研修 500	
科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数
人間の尊厳と自立	30以上					人間の尊厳と自立	15	人間の尊厳と自立	30
人間関係とコミュニケーション	30以上					人間関係とコミュニケーション	15	人間関係とコミュニケーション	30
生活と福祉	15以上					生活と福祉			
社会保障制度総論	15以上					社会保障制度総論	30	社会保障制度総論	30
介護保険制度と障害者自立支援制度	15以上					介護保険制度と障害者自立支援制度	30	介護保険制度と障害者自立支援制度	30
介護実践に関連する諸制度	15以上					介護実践に関連する諸制度	30	介護実践に関連する諸制度	30
※上記必修科目のほか、選択科目									
小計	240	小計	930	小計	15	小計	60	小計	60
介護概論	180	介護概論	90	介護概論	120	介護概論	90	介護概論	30
コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	90
生活援助技術	300	生活援助技術	300	生活援助技術	300	生活援助技術	90	生活援助技術	30
介護過程	150	介護過程	60	介護過程	60	介護過程	120	介護過程	30
介護総合演習	120	介護総合演習	90	介護総合演習	60	介護総合演習		介護総合演習	30
介護実習	450	介護実習	360	介護実習	360	介護実習		介護実習	140
小計	1260	小計	930	小計	930	小計	330	小計	140
発達と老化の理解	60	発達と老化の理解	30	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解	30	発達と老化の理解	30
認知症の理解	60	認知症の理解	30	認知症の理解	60	認知症の理解	30	認知症の理解	30
障害の理解	60	障害の理解	30	障害の理解	30	障害の理解	30	障害の理解	30
こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみ	60	こころとからだのしくみ	60	こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみ	30
小計	300	小計	150	小計	210	小計	210	小計	90
合計	1800	合計	1080	合計	1155	合計	600	合計	500

福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート
保育士養成施設卒業ルート

実務経験ルート

社会福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

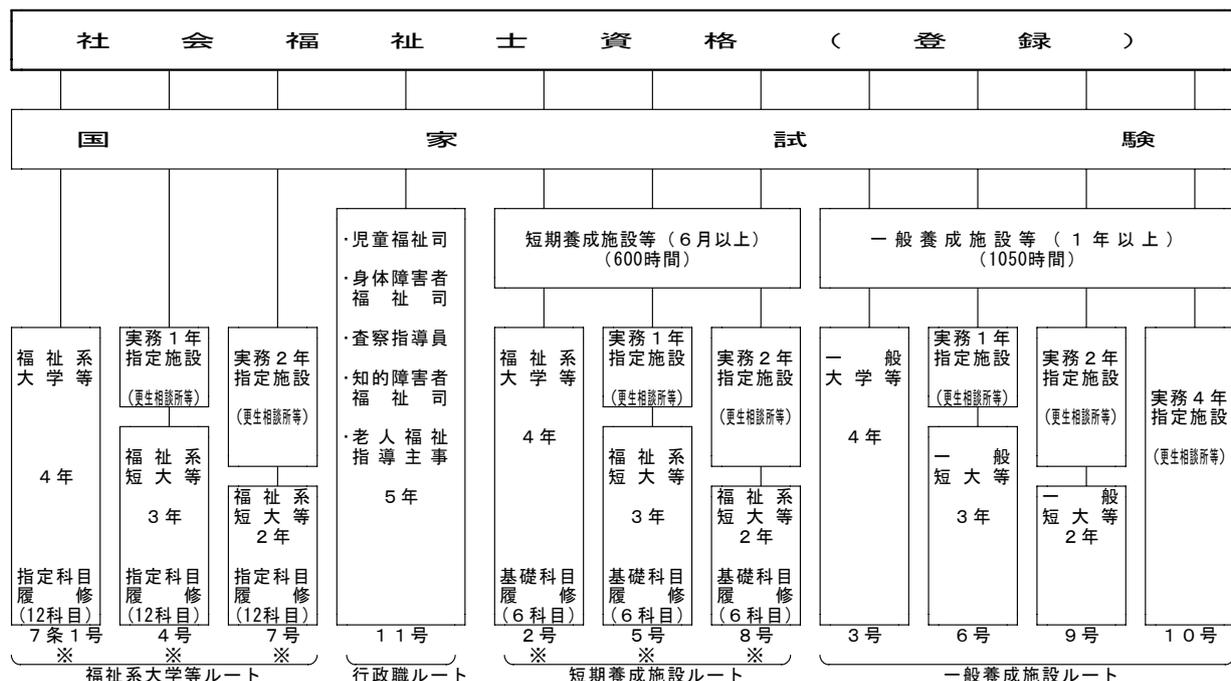
1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

- ①福祉系大学等ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)5月現在263校)
- ②一般養成施設ルート：一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在44校56課程、入学定員8,676人)
- ③短期養成施設ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在1校1課程、入学定員200人)
- ④行政職ルート：児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

4 社会福祉士国家試験の概要

○形態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○試験の実施状況（2005年度（平成17年度）実施の第18回試験結果）

受験者数	約4.4万人、	合格者数	約1.2万人（合格率約28%）
うち、福祉系大学等ルート	約3.3万人、	うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人 （合格率約24%）
一般養成施設ルート	約1.1万人、	一般養成施設ルート	約0.4万人 （合格率約40%）
短期養成施設ルート	0人、	短期養成施設ルート	0人 （合格率 0%）
行政職ルート	83人、	行政職ルート	43人 （合格率約52%）

5 社会福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計） 約8.3万人（2006年（平成18年）10月末現在）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数	約1.2万人
うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人（約65%）
一般養成施設等ルート	約0.4万人（約35%）
短期養成施設ルート	0人（ 0%）
行政職ルート	43人（約 0%）

6 社会福祉士の任用・活用の状況

○介護保険事業での生活相談員等に占める社会福祉士の割合

- ・施設サービス 約28%
- ・在宅サービス 約15%

○社会福祉施設等での生活相談員等に占める社会福祉士の割合 約6%

○福祉事務所職員の職員に占める社会福祉士の割合

査察指導員や生活保護現業担当員で約3%

社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像

